

三田市志手原校区区長会 会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は志手原校区区長会と称し、志手原校区の各区長をもって組織する。

第 2 条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を図り、各地区及び三田市の振興発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域振興発展のため、相互援助、研究調査及び講習会等の開催。
- (2) 市役所との密接な連絡。
- (3) その他、本会の目的達成に必要と認める項目。

第 2 章 事務局

第 4 条 本会の事務局は会長宅とする。

第 3 章 役員

第 5 条 本会に次の委員を置く

顧問 (第 9 条による)

区長会長 1 名

副会長 1 名

会計 1 名

幹事 4 名

会計監査 2 名

第 6 条 会長及び会計監査は、会員の互選とする。

2 副会長及び会計は、概ね、地域区の順番とし、会長が委嘱する。

第 7 条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は、会長が支障ある時はその職務を代理する。

3 幹事は会務に参与し、予算、決算、その他重要事項を審議する。ただし、幹事のうち 1 名は庶務を担当する。

4 会計監査は本会の会計事務を監査する。

第 8 条 役員の任期は 1 年間とし再任は妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 本会に顧問を置くことが出来る。

2 顧問は会長が委嘱する。(元区長会長)

3 顧問は、校区内協議事項について会長から相談のあった場合、協議事項に参画審議し、解決する。

4 顧問の任期は、これを委嘱した会長の任期に従う。

第 4 章 会議

第 10 条 本会の会議は定例会、総会、役員会として定例会は概ね年 2 回 (5 月、11 月) とする。

2 会議は会長が召集し、会長がその議長となる。

第 11 条 総会は 4 月とする。ただし役員会において必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

第 12 条 本会の会議は各地区区長の代理出席の場合も有効とし、半数以上の出席をもって開くものとする。

2 本会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 5 章 会計

第 13 条 本会の運営は区長会費 (補助金) 及び寄付金をもって充てる。

2 会費は年額 20,000 円とする。ただし、必要に応じ臨時会費を徴収することができる。

第 14 条 本会の予算及び決算は毎年 4 月に役員会の議決を経て、総会に報告し、その承認を求める。

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更

第 16 条 会則を変更する場合は総会の議決を必要とする。

付則 この会則は、平成 21 年 4 月 4 日から施行する。